

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』及びIAS 第39号『金融商品：認識及び測定』—キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における可能性が非常に高いという要求の適用」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 やまだ てつや
山田 哲也

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から、2018年9月に公表されたアジェンダ決定案「IFRS 第9号『金融商品』及びIAS 第39号『金融商品：認識及び測定』—キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における可能性が非常に高いという要求の適用」に対して、2018年11月にコメント・レターを送付している。

本アジェンダ決定案は、特定の事例について、IFRS 第9号及びIAS 第39号における予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「可能性が非常に高くなければならない」という要求事項をどのように適用するかについての要望に対応するものであり、また、予定取引の時期及び規模に関する不確実性がIFRS 第9号及びIAS 第39号を適用する場合の「可能性が非常に高い」の評価にどのように影響を与えるのかという、より幅広い事項に関連した追加的な質問にも対応するものであった。本アジェンダ決定案では、IFRS 第9号に関する結論の根拠 BC6.95 項における、IAS 第39号に付属する適用ガイダンスを棄却したことを意味するわけではない旨の記述を参照した上で、当該適用ガイダンスにおける規定を主な根拠として、予定取引が実行される可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を既存の要求事項が提供していると結論付けていた。

当委員会は、コメント・レターにおいて、要望書に記載された金融商品は一般的ではなく、基準設定アジェンダに追加しないという本アジェンダ決定案の内容に同意する旨のコメントを行っている。しかし、当委員会は、以下を理由として、本アジェンダ決定案において参照している当該適用ガイダンスの規定をIFRS 第9号及びIAS 第39号に追加することが適切であるか否かについて、当該適用ガイダンスを引き継がないと決定した理由を見直すことにより、再度検討するべきであると提案している。

- (1) IFRS 基準に付属する結論の根拠及びアジェンダ決定は、いずれも規範性を有していないため、IFRS 第9号の公表に伴うIAS 第39号改訂の際に削除されている当該適用ガイダンスが規範性を有するものであることについては担保されていない。規範性のないIFRSに帰属する結論の根拠及びアジェンダ決定における記述を根拠として実務上の論点に対処すべきではなく、規範性のある文書を通じて、参照する当該適用ガイダンスの位置付けを明らかにすべきと考えられること。
- (2) 本アジェンダ決定案において当該適用ガイダンスの規定を参照していることは、予定取引が

実行される可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を、現行の IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号が十分には提供していないことを示していると考えられること。